

## 令和5年度 いじめ防止等対策基本方針 惺山高等学校

### 1 組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う機関として次の組織を常設設置する。

(1) 「いじめ防止等対策委員会」 委員長 校長

構成員 校長・教頭・教務部長・生徒指導部長・庶務・保健体育部長  
進路指導部長・企画部長

第1学年主任・第2学年主任・第3学年主任（PTA 代表）（生徒代表）

(2) 「いじめ防止等対策小委員会」

第1学年…学年主任・学年副主任・学年担任

第2学年…学年主任・学年副主任・学年担任

第3学年…学年主任・学年副主任・学年担任

\*適応・特別支援委員会は必要に応じ、上記（1）（2）の会に参加。

なお、「いじめ防止等対策委員会」と「いじめ防止等対策小委員会」は、連携して次のことを行う。

- ①基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ②いじめの相談・通報窓口となる。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ④いじめの疑いに関する情報があった時は緊急会議を開催し、いじめ情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携に関する対応。

### 2 内容

(1) いじめの防止について

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本は、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることである。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、互いを認め合える人間関係を生徒自らが作り出していける環境をつくる。

①いじめについての共通理解

教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について職員会議や校内研修会で周知・共通理解を図る。生徒に対しては、集会やホームルーム活動などで教職員が「いじめは人間として絶対に許されないこと。」との雰囲気醸成していく。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、生徒の社会性を育み互いの人格を尊重できる態度を養う。

③いじめを生む背景と指導上の注意

いじめの背景には、学習や人間関係等のストレスが関わることも踏まえ、一人ひとりを

大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、学級や学年、部活動でも人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。また、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

#### ④自己有用感や自己肯定感を育む

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことが出来るよう学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を提供する。また、困難な状況を克服できるような体験の機会を設ける。

#### ⑤生徒自らがいじめについて学び、取り組む

いじめ問題について、生徒自身が主体的に考え、いじめ防止を訴える取り組みを推進する。(生徒会主体の活動・全校一斉いじめ撲滅のためのHRなど。)

##### (2) いじめの早期発見について

ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視することなく、積極的に認知する。

教職員は、日頃から生徒との信頼関係構築に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない感覚を磨き、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。具体的には、年間計画により次のことを行う。

《1学期》 全クラス担任による二者面談の実施・いじめ問題に関する学習会の実施  
全クラス「いじめアンケート」「ハイパーQ-U」6月実施。

《夏休み》 1学年必要に応じて家庭訪問

《2学期》 全クラス「いじめアンケート」

全クラス担任による二者面談の実施・学校評価アンケートの実施。

《3学期》 授業アンケートの実施

《その他》 LHR での統一テーマによる討議

「いじめ相談ダイヤル」などの電話相談窓口の周知。学校ネットパトロールの実施。

登校指導や校内巡視の実施・保護者向けアンケート調査の実施。点検・評価と不断の見直し

##### (3) いじめの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合は、まず第一に被害生徒を守り、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際は教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要であれば 関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

#### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア. いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ. 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。

ウ. 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止等対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。

エ. その後、「いじめ防止等対策小委員会」が、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの有無の確認を行う。

オ. 事実確認の結果は、校長が責任を持って関係機関に報告するとともに、被害・加害

生徒の保護者に連絡する。

カ. いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、所轄警察署と相談して援助を受ける。

②いじめを受けた生徒およびその保護者への支援

ア. いじめを受けた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。また、生徒の個人情報の取り扱いには十分留意して対応を行う。

イ. 迅速に家庭訪問などを行い、保護者に事実関係を伝えるとともに、生徒を徹底して守ることを伝える。

ウ. 生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。

エ. 生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

③いじめを行った生徒への指導およびその保護者への助言

ア. いじめを行った生徒から事実関係の聴き取りを行い、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

イ. 事実関係の聴き取りの後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して適切に対応できるよう協力を求め、継続的な助言を行う。

ウ. いじめの背景にも考慮し、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

エ. 生徒の個人情報の取り扱いには十分配慮して対応を行う。

オ. 状況に応じて一定の教育的配慮の下、指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

カ. 教育上必要と認められる場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に懲戒を加える。

④いじめが起きた集団への働きかけ

ア. いじめを見ていた生徒には、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

イ. 同調していた生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ. 全ての生徒に、「いじめは絶対許されない行為である。」との認識を持たせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築させる。

⑤ネット上のいじめへの対応

ア. ネット上の不適切な書き込みなどは、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。

イ. 「学校ネットパトロール」により、トラブルの早期発見に努める。

ウ. 情報モラル教育を進める。